

令和 6 年度

東栄町補正予算書

目 次

一	般	会	計		1
---	---	---	---	-------	---

令和 6 年度

東栄町一般会計

補正予算書

(第 1 号)

専決第4号

令和6年度東栄町一般会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、
令和6年度東栄町一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決する。

令和6年4月24日

東栄町長 村上孝治

理由：定額減税対応に係る人事給与システム改修について予算措置を講じる必要が生じたが、議会を招集するいとまがないため。

令和6年度東栄町一般会計補正予算（第1号）

令和6年度東栄町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,777 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,217,777 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 繰越金		千円 100,000	千円 1,777	千円 101,777
	1 繰越金	100,000	1,777	101,777
歳 入 合 計		4,216,000	1,777	4,217,777

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		931,250	1,777	933,027
	1 総務管理費	828,240	1,777	830,017
	歳 出 合 計	4,216,000	1,777	4,217,777